

## 公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）

公共建築室

### （目 的）

- 1 大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施要領第 10 条第 1 項に基づいて、公共建築室が発注する建築工事に、工事实績を求める場合の工事实績条件の取り扱いについて必要な事項を定める。

### （適 用）

- 2 1 億 8 千万円以上の建築工事（耐震改修工事及び改修工事等を除く。）について、工事实績を求める場合は、別紙－ 1 の規定を適用する。  
その他の工事（耐震改修工事及び改修工事等を含む。）については、工事内容に応じた別紙－ 2 から別紙－ 7 の規定による。

### （工事实績条件）

- 3 工事实績条件は、下記の項目について工事内容に応じた別紙－ 1 から別紙－ 7 の条件とする。
  - (1) 実績評価物件
  - (2) 計画用途別工事实績条件
    - イ 用途
    - ロ 階数
    - ハ 面積・戸数
    - ニ 構造
  - (3) その他

### （提出書類）

- 4 工事实績を証する書類を以下のとおり提出するものとする。
  - (1) 契約書（写し）

建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等に記載の建築主と契約したものに限り。  
（受注形態が共同企業体でその構成員の場合は、共同企業体協定書（写し）を併せて提出すること。）
  - (2) 建築基準法に基づく建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等
  - (3) 図面（写し）

工事内容のわかる図面として、工事特記仕様書、面積表、平面図、立面図、断面図及びその他必要な図面を提出する。  
本件の申請者名と「(2) 建築計画概要書又は確認申請書（確認済証）等」の施工者名又は建築主名、発注者名が異なる場合や施工者が明記されていない場合は、以下の書類全てを追加して提出する。
    - ① 発注者の工事施工証明書・・・（電子公告に定める様式）
    - ② 発注者の印鑑証明書・・・（①に押印した印鑑・照合の後、返却する）
    - ③ 建物の登記簿謄本・・・（所有権の保存登記者又は建物の表示登記の所有者が発注者と同一でないものは認めない。）

ただし、工事实績が公共工事の場合は、上記(1)及び(3)の書類の提出とする。また、工事实績の内容がコリンズで確認できる場合は、コリンズ登録資料の提出に替える事ができる。

「公共工事」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人又は地方住宅供給公社、が発注者となっている工事とする。

(構造等)

5 構造、階数、延べ面積は建築基準法上の取り扱いと同様とする。

(実績の有効期間)

6 工事实績として有効な実績は、以下のとおりとする。

(1) 4項に定める公共工事のうち、コリンズで確認できる実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去15年以内に完成し発注者への引渡しが完了したものとする。

(2) 前項以外の実績は、「参加資格確認申請書」の提出日から過去10年以内に完成し発注者への引渡しが完了したものとする。

(対象物件)

7 工事实績は、1契約によるものとする。

(事実確認等)

8 工事实績について疑義がある場合は、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど、事実確認を行う。その上で、記載事項が事実と反する場合は、大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を講じることもある。

(その他)

9 本取扱基準と電子入札公告が相違する場合は、電子入札公告を優先する。

本取扱基準に定めのない事項又は本取扱基準に関して疑義が生じたときは、工事内容等に応じて、住宅建築局入札参加資格等審査部会で決定する。

平成11年4月17日

平成12年3月30日改正

平成13年3月30日改正

平成14年4月1日改正

平成14年9月2日改正

平成16年1月21日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月2日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成23年3月1日改正

平成24年4月1日改正

平成25年3月12日改正

平成26年2月21日改正

平成26年8月19日改正

令和2年2月20日改正

令和3年2月18日改正

令和3年11月1日改正  
令和4年4月1日改正

〔別紙－１〕

1億8千万円以上の建築工事の工事实績条件

(1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 工事实績の対象物件は、新築、改築、増築の物件を対象とする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(2) 計画用途別工事实績条件

計画用途別工事实績条件は、次表及びイからロによる。ただし、建築一式工事で工事金額が3億5千万円未満の工事は、ロのみとする。

○印の項目について、工事实績条件を定める。

計画用途	階数	延べ面積	戸数	構造	建物の高さ	工事实績の建物種別
一般施設(建築)	○	○	—	○	注①	事務所等 注①,③
住宅(建築)	○	○注②		○	—	住宅又は事務所等 注③

注①:工事实績の高さ、用途について別途定めることができる。

注②:面積又は戸数のいずれかを要件とする。

注③:住宅の実績は共同住宅とし、ワンルームマンション、寄宿舍は除く。

事務所等の実績は、事務所、共同住宅（ワンルームマンション、寄宿舍を含む）、学校等とし、倉庫、車庫、工場及び仮設事務所等の簡易なものは除く。

イ 用途

上記表により、計画用途別に定める工事实績の建物種別とする。

ロ 階数

計画規模	5F以下	6～8F	9～15F	16F以上
実績条件	—	6F以上	8F以上	別途定める

ハ 面積・戸数

○工事实績として必要な延べ面積は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画延べ面積×調整率＝必要延べ面積（小数点以下は切り上げる）

○工事实績として必要な戸数は下記計算式による数値以上（整数）とする。

計画戸数×調整率＝必要戸数（小数点以下は切り上げる）

○調整率 次表による。

計画用途	調整率
住宅	0.6
事務所等	0.7
特殊な施設	0.8

二 構造 次表による。

対象建築物の構造	実績構造条件
SRC	SRC ・ RC
RC (※1)	SRC ・ RC
S	SRC ・ RC ・ S

※1 住宅PC工事の場合は、プレキャスト鉄筋コンクリート造の実績とする。

(3) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

【計算式】

工事实績（延べ面積又は戸数）＝共同企業体としての工事实績（延べ面積又は戸数）×共同企業体での出資比率×2.0

○建物の高さ・用途等により施工難度等の特殊要件を必要とする場合は、別途工事实績要件を定めることができる。

○（提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、「公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）」の4項から9項による。

〔別紙—2〕

その他の工事の「一般建築物耐震改修工事」の工事实績条件

(1) 実績評価物件

○下記の i) 又は ii) のいずれかの工事とする。

i) 国若しくは地方公共団体等が発注した耐震改修工事

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律 1 2 3 号）第 1 7 条第 3 項に規定する計画の認定を受けた耐震改修工事

（国若しくは地方公共団体等には、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、国立大学法人、公立大学法人を含む。）

○参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(2) 計画用途別工事实績条件

イ 用途

原則、建物用途は問わない。ただし、対象建築物が病院・警察署などの特に配慮を要する施設（以下「特に配慮を要する施設」という。）については、建物の機能・構造・改修内容などを基に総合的に判断し別途定めることができる。

ロ 階数 次表による。

対象建物 規模(階数)	低層・中層		高層
	1～2階	3～5階	6階以上
実績条件	階数制限無し	原則3階建て以上 ただし、対象建築物用途が特に 配慮を要する施設は、対象建築 物の階数とする。	1億8千万円以上の 建築工事の工事实績 条件による。 (別紙-1)

ハ 延べ面積 次表による。

発注等級区分	実績面積	備考
B等級以上	対象建築物の延べ面積の7割以上	特に配慮を要する施設は別途定め ることができる。
C・D等級	対象建築物の延べ面積の7割以上 ただし、2,000㎡を上限とする。	特殊な施設又は小規模な工事につ いては別途定めることができる。

ニ 構造 次表による。

対象建築物の構造	実績構造条件
SRC	SRC・RC
RC	SRC・RC
S	SRC・RC・S

### (3) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

**【計算式】**

工事实績（延べ面積）＝共同企業体としての工事实績（延べ面積）×共同企業体での出資比率  
×2.0

○（提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、「公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）」の4項から9項による。

【別紙—3】

その他の工事の「府営住宅耐震改修工事」の工事实績条件

(1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

(2) 施工実績

イ 「外付けPCフレーム補強工法」による耐震改修工事の施工実績

- 施工実績は、次の①～③のいずれかの工事とする。
  - ① 「PCa プレストレスト」または「現場打ちプレストレスト」を用いた耐震改修工事
  - ② 主要構造部の一部に「PCa プレストレスト」または「現場打ちプレストレスト」を用いた新築、改築又は増築工事
  - ③ 主要構造部の3以上の部位に「PCa」を用いた新築、改築又は増築工事で4階建て以上の建物

○実績として必要な条件は、次表のとおりとする。

工事内容	実績を求める 請負代金額等	備考
低入札価格制度を採用する場合	下記条件を付する。 ・企業の施工能力は、大阪府都市整備部住宅建築局建設工事条件付一般競争入札実施細則に定める工事金額別の入札参加可能等級及び企業形態(別表3-1)による当該工事金額に応じた等級より1ランク下を基本とする。 ・配置予定監理技術者の施工能力は、上記(別表3-1)による当該工事金額に応じた等級より3ランク下を基本とする。ただし、最低Bランクとする。	
最低制限価格制度を採用する場合	下記条件を付する。 ・請負代金額(税込み)の実績を求める場合は、等級区分における最低工事金額の60%以上とする。	B等級の場合、 <b>1億8百万円以上</b> (1億8千万円×0.6)

ロ 上記(2)イ以外の工法による耐震改修工事の施工実績

○施工実績は、新築・改築・増築工事及び「一般建築物耐震改修工事」の工事实績条件【別紙—2】に準ずる。ただし、実績として必要な「延べ面積」は、次表による。

工事内容	実績面積	備考
高層中廊下型 (ポイント型) Aタイプ住宅	対象建築物の内、最も多い延べ面積1棟の6割以上とする。	特に配慮を要する住宅は別途定めることができる。
中層住宅等	対象建築物の延べ面積の6割以上とする。ただし、対象建築物が100戸を超える場合、100戸を上限とし、100戸の延べ面積の6割以上とする。	*1戸当たり50㎡で計算する。 (ただし、簡易な耐震工法の場合は別途定めることができる。)

### (3) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

**【計算式】**

$$\text{工事实績（延べ面積）} = \text{共同企業体としての工事实績（延べ面積）} \times \text{共同企業体での出資比率} \times 2.0$$

○（提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、「公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）」の4項から9項による。

## 〔別紙—4〕

### その他の工事の「アスベスト対策工事」の工事实績条件

#### (1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

#### (2) 施工実績

次のア又はイに該当する者であること。

- ア (一財)日本建築センターが実施する建設技術審査証明事業に係る吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去工法)についての審査証明を参加資格確認申請書の提出の日までに受けている者であること。
- イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の元請負人又は下請負人として3件以上、かつ、除去面積の合計が発注工事の除去面積の6割以上の工事で、発注年度の15年前の4月1日から参加資格確認申請書の提出日までに同法第18条の15第1項の規定に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書(特定建築材料の種類は吹付け石綿に限る。)」を届出したもので、かつ、竣工したものに限る。)の実績を有する者であること。

なお、元請負人とは、当該届出書に記載された特定工事を施工する者をいい、下請負人とは、当該届出に係る大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第10条の4第1項の届出書に記載された下請負人の現場責任者に係る当該下請負人をいう。

#### (3) その他

- (提出書類)(構造等)(実績の有効期間)(対象物件)(事実確認等)(その他)については、「公共建築室工事实績条件取扱基準(建築工事)」の4項から9項による。

## 〔別紙—5〕

### その他の工事の「改修工事」の工事实績条件

#### (1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

#### (2) 施工実績

改修工事の実績として必要な請負代金額及び面積等は、次表による。

工事種別	工事内容	実績を求める 請負代金額等	備 考
一般工事	・改修工事（B等級以上） ※2	請負代金額（税込み） の実績を求める場合 は、対象工事の発注時 の等級区分における 最低工事金額の70% 以上とする。 *面積等の実績を求 める場合は調整率 (0.7)=以上の実績 とする。	・AA等級の場合、5億6千 万円以上（8億円×0.7） ・A等級の場合、4億2千万 円以上（6億円×0.7） ・B等級の場合、1億2千6 百万円以上（1億8千万円 ×0.7） *上記全てにおいて、面積等 の場合は調整率（0.7）＝ 以上の実績とする。
専門工事	・アスベスト対策工事は別 途記載（別紙—4）		
	・その他の改修工事	・改修内容に応じて適 宜設定する。	・工事内容、対象施設規模等 を考慮して設定する。
特殊工事	・一般建築物耐震改修工事 は別途記載（別紙—2）		
	・府営住宅耐震改修工事は 別途記載（別紙—3）		
	・その他の特殊工事	・改修内容に応じて適 宜設定する。	・採用する工法、対象施設規 模等を考慮して設定する。

※2 ただし、一般工事の改修工事でC・D等級工事についても、工事内容等に応じて施工実績を求めることができる。

#### (3) その他

○工事实績が共同企業体による受注の場合の取り扱い

- ・共同企業体での工事实績は下記の計算式による。ただし、共同企業体としての工事实績の100%を上限とする。

#### 【計算式】

工事实績（請負代金額）＝共同企業体としての工事实績（請負代金額）×共同企業体での出資比率×2.0

- （提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、「公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）」の4項から9項による。

## 【別紙ー6】

### その他の工事の「府営住宅エレベーター棟増築工事」の工事实績条件

#### (1) 実績評価物件

- (2)ア、イの工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- (2)ウの工事实績の対象物件は、公共団体等が発注したものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

#### (2) 施工実績

下記のいずれかの実績を有していること。(元請での工事实績であること。)

- ア. 階段室型共同住宅にエレベーターを増築した工事の実績を有すること。(昇降路建物の増築工事のみも可とする。)
- イ. (一財) ベターリビング優良住宅部品認定規程に基づく階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)の認定を受けた実績を有する者であること。
- ウ. 公共団体等が発注した以下の耐震改修工事の実績を有すること。
  - ・建物種別 : 事務所等
  - ・構造 : SRC造、RC造又はS造
  - ・階数 : 地上3階建以上
  - ・延べ面積(戸数) : 問わない

注①: 階段室型共同住宅とは、1階あたり2～3住戸で1つの階段を共用する建物形式をいう。

注②: 公共団体等とは国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人又は地方住宅供給公社をいう。

注③: 建物種別の事務所等は、事務所、共同住宅(ワンルームマンション及び寄宿舍を含む)、学校等をいい、「倉庫」、「車庫」、「工場」、仮設物を除く。

注④: 耐震改修工事は、非構造部材の耐震改修工事を除く。

#### (3) その他

- (提出書類)(構造等)(実績の有効期間)(対象物件)(事実確認等)(その他)については、「公共建築室工事实績条件取扱基準(建築工事)」の4項から9項による。

## 【別紙ー7】

### その他の工事の「撤去工事（階上解体）」の工事实績条件

#### (1) 実績評価物件

- 工事实績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。
- 参加資格確認申請書提出日に必要な工事实績は下記のとおりとする。

#### (2) 施工実績

下記の建物撤去工事の実績を有していること。（元請での工事实績であること。）  
なお、新築等工事に伴う建物撤去工事を含む1契約の工事实績でも可とする。

- 用途  
問わない
- 階数  
地上8階建て以上
- 面積・戸数  
問わない
- 構造 次表による

対象建築物の構造	実績構造条件
SRC造	SRC ・ RC ・ S
RC造	SRC ・ RC ・ S
S造	SRC ・ RC ・ S

#### (3) その他

- （提出書類）（構造等）（実績の有効期間）（対象物件）（事実確認等）（その他）については、「公共建築室工事实績条件取扱基準（建築工事）」の4項から9項による。
- 対象建築物が地上7階以下の場合の施工実績条件等は、建築部会にて定める。